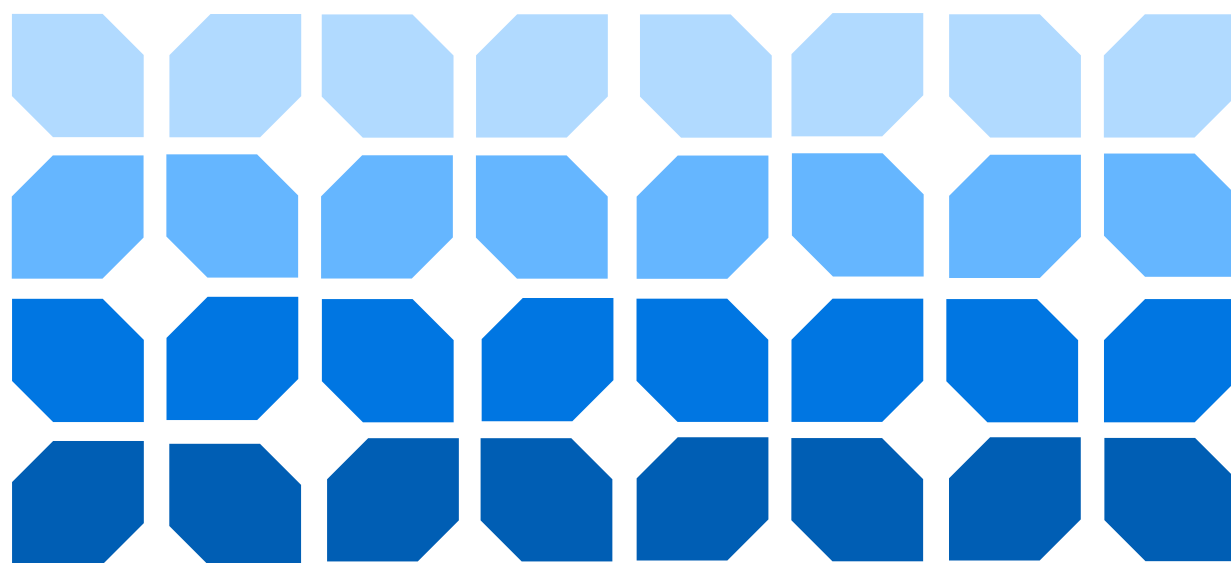




大田区立学校における働き方改革推進プラン

令和2年3月
大田区教育委員会



目次

1 策定にあたって

- (1) 背景 3
- (2) 現状と課題 5

2 働き方改革のめざす姿

- (1) 計画期間 6
- (2) 目標 7

3 推進する施策（4本柱）

- ◎ 施策の体系 9

施策1 在校時間の客観的な把握と働き方改革への意識付け

- 1-1 校務支援システムの出退勤機能による在校時間の把握10
- 1-2 規則等による教員の在校等時間の上限等に関する方針の制定
及び運用11
- 1-3 教員一人ひとりへの意識付け12

施策2 教員業務の明確化と最適化

- 2-1 教員業務の明確化と最適化に向けた検討13
- 2-2 電話機への自動応答機能導入14
- 2-3 部活動の適切な実施15
- 2-4 ICT 環境の整備16
- 2-5 各種調査・会議の見直し18
- 2-6 学校徴収金事務に関する調査・研究19

施策3 学校を支える体制づくり

- 3-1 教員の業務軽減につながる専門スタッフの配置20
- 3-2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる
支援の充実22
- 3-3 スクールロイヤー（弁護士）の配置23
- 3-4 学校支援地域本部事業の推進24
- 3-5 家庭・地域とともに進める取組25

施策4 教員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた 環境づくり

- 4-1 研修の整理・改善26
- 4-2 定時退勤日の推進、夏季休暇等取得推進日の設定27
- 4-3 安全衛生管理体制の充実（メンタルヘルス）28
- 4-4 国・東京都への働きかけ29

4 検証方法

.....30

5 資料編

.....31

1 策定にあたって

(1) 背景

日本の義務教育において、学校や教員は諸外国と比べて広範な役割を担ってきました¹。学習指導のみならず、部活動などの教育課程外の活動や生活指導といった面でも主要な役割を担うなど、児童・生徒の状況を総合的に把握して指導する「日本型学校教育」の取組は、高い成果を上げてきました。

一方で、時代や社会の変化とともに子どもを取り巻く環境がますます複雑化・多様化する中で学校に求められる役割は拡大し、教員はその求めに対し真摯に対応してきた結果、学校での長時間勤務が社会問題化しています。

全国的に教員の長時間勤務が常態化する中、文部科学大臣から諮問を受けた中央教育審議会（以下、「中教審」という。）は平成 29 年 12 月 22 日に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」、平成 31 年 1 月 25 日に「同（答申）」をまとめました。東京都も平成 30 年 2 月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、学校における働き方改革を推進しています。

大田区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、これまで教員の長時間勤務の改善に向けて様々な取組を行ってきました。

新しい学習指導要領²の全面実施が目前に迫る今、教員は新たな教材研究や授業改善など、さらなる研さんが求められています。長時間勤務によることなく、限りある時間の中で授業準備や児童・生徒に接する時間を確保できるよう、教員の業務範囲を明確にし、働く環境を整備することが必要です。令和元年 6 月に「おおた教育ビジョン」を策定するにあたり、教員のみならず区民の方々からも、学校における働き方改革についてご意見をいただきました。教育委員会は学校における働き方改革をさらに加速させるために、教育委員会・学校・教員一人ひとりがこれまで行ってきた取組を体系化するとともに、今後の取組の方向性をまとめた「大田区立学校における働き方改革推進プラン」（以下、「プラン」という。）を策定しました。

¹ 「教職員総数に占める教員以外のスタッフの割合は、日本が約 18%であるのに対して、米国が約 44%、英国が約 49%となっているなど、諸学国と比較した我が国の学校の教職員構造は、教員以外のスタッフの配置が少ない状況にあると考えられる」（『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）』平成 27 年 12 月 21 日 中教審）

² 学習指導要領 文部科学省が定める教育課程（カリキュラム）の基準のこと。新しい学習指導要領は移行期間を経て、小学校は令和 2 年度、中学校は令和 3 年度から全面实施される。

〈学校における働き方改革に関する主な動向〉

○国（文部科学省、文化庁、スポーツ庁、中教審）の動き

| | |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 29 年 6 月 | 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を文部科学大臣が中教審へ諮問 |
| 平成 29 年 12 月 | 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」を中教審が公表 |
| 平成 30 年 3 月 | 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」をスポーツ庁が策定 |
| 平成 30 年 12 月 | 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を文化庁が策定 |
| 平成 31 年 1 月 | 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」を中教審が公表 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を文部科学省が策定 |
| 平成 31 年 3 月 | 文部科学事務次官「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」通知に伴い、文部科学大臣が関係府省・関係団体、保護者・地域、教育委員会・学校の教職員に向けたメッセージを公表 |
| 令和 2 年 1 月 | 「『公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針』の告示等について」を文部科学省が通知 |

○東京都の動き

| | |
|-------------|------------------------------------------|
| 平成 30 年 2 月 | 「学校における働き方改革推進プラン」策定 |
| 平成 30 年 4 月 | 「運動部活動の在り方に関する方針」策定 |
| 平成 31 年 3 月 | 「文化部活動の在り方に関する方針」策定 |
| 令和元年 5 月 | 教員の働き方改革に理解・協力を求める、教員及び保護者・地域向けのメッセージを公表 |

○大田区の動き

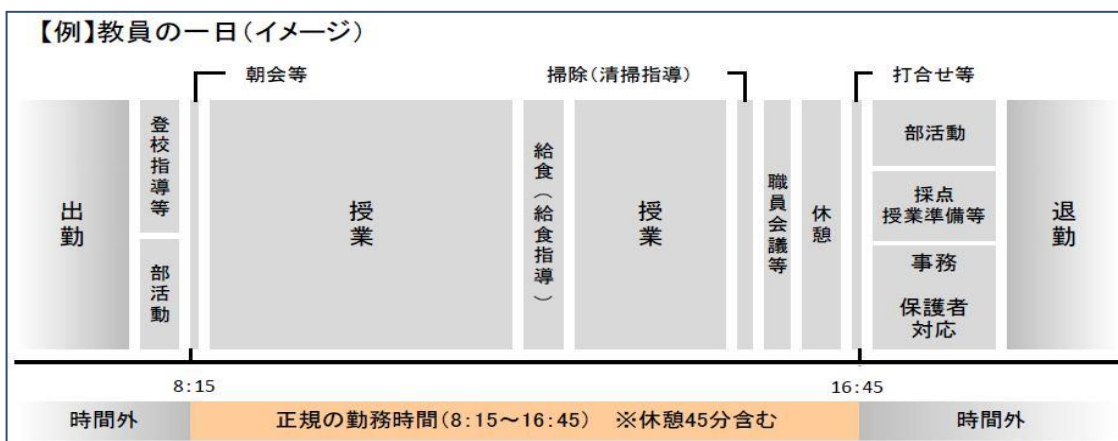
| | |
|-------------|--------------------------------------------------------|
| 平成 30 年 5 月 | 運動部活動における適切な休養日等の設定や活動時間を定める 「大田区立中学校に係る運動部活動の方針」策定 |
| 令和元年 6 月 | 文化部活動における適切な休養日等の設定や活動時間を定める 「大田区立中学校に係る文化部活動の方針」策定 |
| 令和 2 年 3 月 | 「大田区立学校における働き方改革推進プラン」策定 |

(2) 現状と課題

東京都が平成 29 年度に実施した「東京都公立学校教員勤務実態調査」で、教員の在校時間は正規の勤務時間³を大きく上回っており、週当たりの在校時間が 60 時間を超える⁴、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在することが明らかになりました。

教育委員会においても、令和元年 9 月から校務支援システム⁵に出退勤機能を導入し勤務実態を調べたところ、役職（校長、副校長、主幹教諭・主任教諭等を含む教諭）によるばらつきはあるものの、12 月には 3～6 割近くの教員が週当たりの在校時間 60 時間を超えている実態が確認されました。

教員は正規の勤務時間外に、授業準備に加えて登下校指導や部活動などの教育課程外の活動、生活指導などを行っているのが現状です。



教員が毎日の長時間勤務に追われ、心身ともに疲弊している状態では、児童・生徒に効果的な教育活動を行うことはできません。長時間勤務の改善が喫緊の課題となっています。

なお、今後もシステムによる出退勤時刻の記録を継続し、教員の働き方改革推進の基本となる客観的な勤務時間の実態を把握していく必要があります。

³ 都内公立学校教員の週当たりの正規の勤務時間は、42 時間 30 分（休憩時間含む）。

⁴ 週当たりの在校時間 60 時間とは、月当たりの時間外労働が概ね 80 時間となる状態を週当たりに換算したものの。

⁵ 文書管理や児童・生徒の出席管理、成績処理など、教員が行う様々な学校事務をシステム化したもの。

2 働き方改革のめざす姿

すべての教員が、子どもたち一人ひとりに寄り添い、
子どもたちの未来を創る力を育み、
意欲を引き出す教育を実践しています

グローバル化や IoT の活用などが進み、社会はこれまでにない激動の時代を迎え、子どもたち一人ひとりがたくましく、創造的に生き抜く力を身に付けなければなりません。そのために、文部科学省は新しい学習指導要領で「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育むことをめざしています。そして、教員はそのための授業改善や、学校教育の質の向上をめざすカリキュラム・マネジメントの確立といった教育活動に、これまで以上に力を注ぐことが求められています。

しかし、教員は日々広範な業務に追われ、長時間勤務が社会問題になるほど深刻な状態にあります。限りある時間の中でゆとりをもって子どもたちに寄り添い、効果的で質の高い教育活動を行う時間を確保するためには、教員がこれまで担ってきた業務や働き方を見直さなくてはなりません。教員が心身の健康を損なうことなく、誇りややりがいをもって働けるよう、勤務環境を整えることが不可欠です。

教育委員会は、学校における働き方改革のめざす姿を掲げ、未来を担う子どもたちのために、保護者や地域の理解と協力を得ながら、持続可能な学校教育の実現に取り組みます。

(1) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5か年計画とします

本プランは令和2年度から令和6年度までの5か年計画とし、教育を取り巻く社会的・経済的状況の変化を踏まえ、計画を推進していきます。

(2) 目標

1 か月の時間外在校等時間 45 時間

1 年間の時間外在校等時間 360 時間

を超える教員をゼロにします

※児童・生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合を除く

本来、教員については「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法⁶（以下、「給特法」という。）」により、「超勤 4 項目⁷」以外の業務は労働基準法上の労働時間には該当しません。しかし、採点や生徒への進路指導など「超勤 4 項目」以外であっても校務として行うものは学校教育に必要な業務であることに変わりありません。

平成 31 年 1 月、文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン⁸（以下、「ガイドライン」という。）」を策定し、「超勤 4 項目」以外の校務を含めて在校等時間として定め、勤務時間管理の対象とすることとしました。さらに令和元年 12 月、給特法の改正によりガイドラインが法的根拠のある「指針」に格上げされました。

文部科学大臣の令和 2 年 1 月 17 日付け告示によると、教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」としています。具体的には、正規の勤務時間外において超勤 4 項目以外の業務を行う時間も含めて教員が在校している時間を基本とし、当該時間に、校外において職務として行う研修への参加や児童・生徒等の引率等の職務に従事している時間、各地方公共団体が定めるテレワークの時間を加え、正規の勤務

⁶ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 教員については原則として時間外勤務を命じないこととし、時間外勤務を命じる場合は、政令で定める特定の業務（＝いわゆる超勤 4 項目）に従事するときとした。

⁷ 超勤 4 項目 ①生徒の実習に関する業務、②学校行事に関する業務、③職員会議に関する業務、④非常災害、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合等の業務 をいう。

⁸ ガイドラインに示された上限の目安時間は「① 1 か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45 時間を超えないようにすること。② 1 年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360 時間を超えないようにすること」とし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については別途定めている。

時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研さんの時間その他業務外の時間、休憩時間を除いた時間としています。

この「在校等時間」を把握するためには教員が日々の勤務状況を自己申告する必要があるため、教員の事務負担が大きいという課題があります。長時間勤務が深刻な状態であり、まだ「在校等時間」を把握する環境が整っていない今、新たな負荷を教員にかけることは望ましくないと考えます。

そこでまず取り組む当面の目標は、教員の自己申告によることなく校務支援システムの出退勤機能で客観的に計測できる「在校時間⁹」を基準とします。具体的には、令和元年12月のデータで「週当たりの在校時間が60時間（月当たりの時間外勤務が概ね80時間となる状態を週当たりに換算したもの）」を超える教員が役職によっては6割近くも存在したことを踏まえ、「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」ことをめざします。

本プランで示す各施策の取組を進めながら、長時間勤務の是正と並行して「在校等時間」を把握できるしくみを整え、本来の目標達成に向けて継続して学校における働き方改革に取り組めます。



⁹ 在校時間 学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出るまでの時間をいう。

3 推進する施策（4本柱）

◎施策の体系

学校における働き方改革を着実に推進するため、次の4つの施策を取組の柱とします。教育委員会と学校がそれぞれ主体者として互いに連携し、また家庭や地域の理解・協力を得ながら総合的に取り組みます。



施策 1

在校時間の客観的な把握と働き方改革への意識付け

施策 1-1 校務支援システムの出退勤機能による在校時間の把握

◆これまでの取組◆

教員が学校で行う様々な事務（文書管理、児童・生徒の出席管理、成績処理等）に対する負担軽減を目的として、校務支援システムを平成 23 年度に導入しました。当初は共有フォルダ機能、連絡掲示板や予定表などのグループウェア機能のみでしたが、平成 25 年度までに順次、成績機能や文書連絡機能、保健機能を導入しました。これにより学校事務の多くが系統的に処理できるようになり、大幅な教員の負担軽減につながりました。令和元年 9 月には教員の勤務状況の実態把握を目的として、校務支援システムに出退勤時刻を記録できる機能を追加しました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（指導課）〉

学校の状況について総合的に把握し、様々な視点（時期・地域特性など）から分析を行います。その結果は、今後の学校における働き方改革の施策の推進に活用します。また、分析結果等は定期的に学校に発信し、教員の働き方に対する意識改革や、学校における改善策の推進を促します。

〈学校〉

学校管理職は自校の教員の正確な出退勤状況を把握することで必要な改善方法を検討（実施）し、また教員は毎日打刻することで、自身の勤務時間に対する意識付けを行います。長時間勤務が常態化している教員については健康管理の観点から、産業医等による面接指導を実施します。

◆スケジュール◆

| 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 実態把握（集計・分析）、学校へのフィードバック（教育委員会） | | | | |
| 実態把握、学校での改善方法の検討・実施（学校） | | | | |

施策 1-2 規則等による教員の在校等時間の上限等に関する方針の制定及び運用

◆これまでの国の動き◆

国は平成 30 年 7 月、いわゆる「働き方改革推進法」を公布し、長時間勤務の是正や多様で柔軟な働き方の実現などをめざした取組を進めています。文部科学省も国の動向を踏まえ、平成 31 年 1 月 25 日に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を制定し、1 か月の在校時間から正規の勤務時間を除いた時間が 45 時間を超えないようにすることを示すとともに、各教育委員会に対しても本ガイドラインを踏まえた①業務の削減、及び②勤務環境の整備、を求めました。

令和元年 12 月 4 日には教員の勤務時間を年単位で管理する「変形労働時間制」の導入を柱とした「改正給特法」が成立、繁忙期の勤務時間の上限を引き上げる代わりに、夏休み期間中などに休日をまとめて取得できるようになり、自治体の判断により令和 3 年 4 月から導入が可能になります。また、いわゆる残業時間の上限を月 45 時間、年 360 時間とする文部科学省のガイドラインを、文部科学大臣が定める、法的根拠のある「指針」に格上げすることもあわせて決まり、この指針は令和 2 年 4 月 1 日から適用されることになりました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（指導課）〉

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が令和 2 年 4 月 1 日から適用されることを踏まえ、在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等により定め、またその後の状況を分析・検証し、必要な環境整備について研究します。

その間、本プランを実施することで段階的に勤務時間の縮減を図りながら、実態把握に不可欠な「時間外在校等時間」について教員に負担の少ない集計方法などの調査・研究を行い、着実に目標へ進めます。

◆スケジュール◆

| 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 規則等による教員の在校等時間の上限等に関する方針の制定・運用 方針制定後の状況分析・検証・研究 | | | | |
| 「時間外在校等時間」集計方法の調査・研究 | | | | |

施策 1-3 教員一人ひとりへの意識付け

◆これまでの取組◆

学校における働き方改革の当事者である教員一人ひとりが、正規の勤務時間や、自身のワーク・ライフ・バランスなどに関する意識を高めていくため、各学校では以下のような取組を行っています。

- ・職員室等に、学校独自の目標やスローガンを掲示
- ・職員会議等を通じた啓発
- ・職員会議を実施しない曜日を設定し、学校管理職が教員へ定時退勤を声かけ
- ・教育委員会が年 3 回学校管理職をヒアリングする機会を活用し、自己申告書に、学校で実施するワーク・ライフ・バランスに関する取組を記述
- ・学校管理職が自校の教員と面談をする際、ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方を呼びかけ
- ・各教員が「MY 定時退勤日」を設定
- ・校内で決めた時刻に退勤を促す BGM を放送 等



◆今後の取組◆

〈教育委員会（指導課）〉

既存の研修や講演会などを活用して、教員のワーク・ライフ・バランスに対する意識を高めます。

〈学校〉

これまでの取組を継続するほか、令和元年 9 月に導入した校務支援システムの出退勤機能を活用し、各学校で自校の勤務実態をデータで確認しながら、時間を意識した働き方に取り組みます。効果的な取組方法については校長会などを通じ学校間で情報を共有するなどして、区立小中学校全体で意識付けを推進します。

◆スケジュール◆

| 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|
| 教員一人ひとりへの意識付け | | | | |

施策 2

教員業務の明確化と最適化

施策 2-1 教員業務の明確化と最適化に向けた検討

◆これまでの取組◆

教育委員会は、中教審が平成 31 年 1 月 25 日付け答申において「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」をまとめる以前から、PTA や学校支援地域本部の協力を得る、あるいは区費で部活動指導員や副校長アシスタントなどの専門スタッフを配置し、教員業務の見直しを行ってきました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（教育総務課・学務課・指導課・教育センター）〉

中教審が示す業務の見直し項目について、「学校における働き方改革庁内検討委員会」などの既存の会議を活用して引き続き検討を進めるほか、主に副校長が担当する学校開放事業に関する事務など中教審の見直し項目に含まれていない業務や、学校現場からの新たな業務改善案についても検討します。

〈学校〉

他区から異動してきた教員から効果的な取組についてヒアリングを行うほか、学校間で積極的に情報交換するなど、教員業務の改善策を、校長会等を通じて教育委員会へ提案します。

◆スケジュール◆

| 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 教員業務の見直し | | | | |

施策 2-2 電話機への自動応答機能導入

◆これまでの取組◆

学校への電話は、勤務時間に関係なく主に教員が対応しており、教員の長時間勤務の一因となっていました。

特に放課後は、教員が翌日の授業準備や教材研究、会議、学校行事の準備など多くの業務を行っていますが、電話がかかってきた場合はこれらの作業を中断して対応してきました。

一定時刻以降は電話機の自動応答機能で対応することで教員の在校時間の短縮を図り、児童・生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境が整えられるよう、令和元年10月に区立全小中学校の電話機へ自動応答機能を導入しました。



◆今後の取組◆

〈教育委員会（指導課）〉

実際の導入効果や改善項目について学校から意見集約し、随時、運用方法等の見直しを図ります。

将来的には、教員の正規の勤務時間¹⁰以外における自動応答機能による対応や、他の連絡ツールの導入などを研究します。

◆スケジュール◆

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 電話自動応答機能の維持・効果検証・運用の見直し | | | | |

¹ 正規の勤務時間 大田区立小中学校の教員の一般的な正規の勤務時間は8:15～16:45。

施策 2-3 部活動の適切な実施

◆これまでの取組◆

中学校において部活動は大きな教育的意義を持つ一方で、長時間勤務の要因の一つとして教員の負担となっていました。

教育委員会は、持続可能な部活動の在り方を構築するため、平成 30 年 5 月に「大田区立中学校に係る運動部活動の方針」を、令和元年 6 月に「大田区立中学校に係る文化部活動の方針」を策定し、休養日や活動時間の基準を設定しました。

※「大田区立中学校に係る運動部活動の方針」より一部抜粋

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり 2 日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、週休日は少なくとも 1 日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- 1 1 日の活動時間は、長くとも学期中の平日では 2 時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（指導課）〉

各中学校が教育委員会の策定した方針に沿って部活動をできるように支援します。また、施策 3-1「教員の業務軽減につながる専門スタッフの配置」と合わせて、各中学校の生徒や教員の数、校務分担の実態などを踏まえ、部活動指導員の適切な配置を引き続き検討します。

〈中学校〉

教育委員会が策定した方針に沿って、引き続き各学校長が活動方針、年間及び月間の活動計画等を毎年作成し、公表します。



◆スケジュール◆

| 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|
| 部活動の支援、支援策の検討（教育委員会） | | | | |
| 適切な部活動の実施（中学校） | | | | |

施策 2-4 ICT環境の整備

◆これまでの取組◆

教育委員会では学校における ICT 環境の整備として、以下のとおり取り組んできました。



《教務系¹¹⁾》

平成 27 年度 ICT活用推進モデル校（北糀谷小学校、蒲田中学校）に ICT 機器（教員用タブレット、児童・生徒用タブレット、電子黒板、書画カメラ等）を配備

平成 29 年度 区立全小中学校に ICT 機器（教員用タブレット、児童・生徒用タブレット、電子黒板、書画カメラ等）を配備

平成 31 年度 区立全小学校（館山さざなみ学校を除く）にタブレット端末を追加配備

区立全小中学校の特別教室に大型提示装置（電子黒板機能を持つ機器）を追加配備

【参考】児童・生徒用タブレットの配備割合

平成 29 年度 6.2 人に 1 台 平成 31 年度 5.5 人に 1 台

《校務系¹²⁾》

平成 23 年度 区立全小中学校で校務支援システム（共有フォルダ機能、グループウェア機能）を稼働

平成 24 年度 モデル校（小学校 9 校、中学校 28 校）で校務支援システム（成績機能）を稼働

平成 25 年度 区立全小中学校で校務支援システム（成績機能）を稼働
文書連絡機能・保健機能を稼働

平成 31 年度 出退勤機能を稼働

《教務系》

平成 29 年度からデジタル教科書等のデジタル教材を活用することで、児童・生徒に対し「分かる授業」「興味・関心を引き出す授業」を実践し、確かな学力の定着と情報活用能力の向上を図りました。また教員に対しては、教材作成や授業準備が効率化されるなど、業務の負担軽減が図られました。

《校務系》

文書管理や児童・生徒の出席管理、成績処理など、教員が行う様々な学校事務がシステム化され、また教員間の情報共有や交換、スケジュール管理といったグループウェア機能が導入されることにより、業務の負担が大幅に軽減されました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（学務課・指導課）〉

《教務系》

月3回ICT支援員が各校を訪問し、校内研修の実施やICT機器の効果的な活用について事例紹介を行うなど、さらなる支援を引き続き行います。また、教科用資料の学校間共有を図り、教員の資料作成にかかる負担を軽減するため、小・中学校の学年・教科ごとのファイル共有環境の構築を検討します。

《校務系》

研修や原則月2回の定期訪問サポートを継続実施することで、教員の校務支援システム各種機能に対する理解を深め、効果的・効率的な校務を推進します。また、教員の意見をシステム改修や機能追加等に反映させ、校務支援システムのさらなる利便性の向上と活用促進を図ります。

◆スケジュール◆

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 【教務系】研修やサポートの継続実施 | | | | |
| 【校務系】研修やサポートの継続実施、システム改修や機能追加等の検討 | | | | |

トピック

国は「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）において、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童・生徒一人ひとりがそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現をめざす、としました。また、令和元年12月19日には文部科学大臣を本部長とする「GIGAスクール実現推進本部」が設置されました。今後、文部科学省からの情報提供を踏まえ、整備計画の検討を進める予定です。

² 教務系 デジタル教科書等、主に授業に使用するデジタル教材に関すること。

³ 校務系 文書管理や成績処理、児童・生徒の出席管理など、主に学校の事務処理に関する
こと。

施策 2-5 各種調査・会議の見直し

◆これまでの取組◆

《調査》

学校現場では、教育委員会のほか国や東京都、区など様々な機関から各種調査への回答を求められ、大きな負担となっていることが、過去に教育委員会が行ったアンケート等から明らかとなっています。

教育委員会は学校の負担を軽減するため、類似・重複した調査を行わないよう、教育委員会内部の調整を行ってきました。



《会議》

教育委員会・学校ともに、会議の統合や必要最小限の人数・回数・時間での開催とし、軽微な連絡には校務支援システム等の ICT 環境を活用するなど、会議の縮減・効率化を図ってきました。一方で、関係者が一堂に会して意見交換した方が効果的な会議については継続するなど、内容に応じた最適な方法で実施するよう努めてきました。

◆今後の取組◆

《調査》

〈教育委員会（教育総務課・学務課・指導課・教育センター）〉

引き続き、教育委員会内部での精査・調整を進めるとともに、機会をとらえて国や都に対しても調査依頼を必要最小限とするよう要望します。

《会議》

〈教育委員会（教育総務課・学務課・指導課・教育センター）〉 〈学校〉

引き続き、会議の内容に即した精選・効率化を進めます。

また、教育委員会主催で教員に参加を求める会議は、これまでの回数・参加者の精選に加えて、できる限り学校の繁忙期に配慮した設定に努めます。

◆スケジュール◆

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 会議・学校へ依頼する調査を精選 | | | | |
| 国や都へ調査依頼の削減を要望 | | | | |

施策 2-6 学校徴収金事務に関する調査・研究

◆これまでの取組◆

区立全小中学校（館山さざなみ学校を除く）に学校事務職員の業務を補助する職員（事務補助員）を配置したほか、平成30年度からは副校長アシスタントを配置するなど、学校徴収金も含めた業務の負担軽減に向けた取組を積極的に実施しています。

学校徴収金の中でも金額が大きい給食費については、学校の組織的な対応により平成30年度の徴収率が99.88%と、ほぼ100%になっています。



◆今後の取組◆

〈教育委員会（教育総務課・学務課・指導課）〉

引き続き、事務補助員、副校長アシスタントの配置を行い、人的な側面から業務の負担軽減を進めます。

学校徴収金は、給食費や教材費、校外学習関連費のほか、PTA会費や部活動に関する費用など多岐にわたっています。国の動向を踏まえつつ、他の自治体で採用されている取組（公会計制度など）を参考にしながら、より効率的かつ円滑な徴収・管理が行えるよう調査・研究を行い、区への導入可能性を検討します。

◆スケジュール◆

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 副校長アシスタント、事務補助員による事務負担軽減策の実施 | | | | |
| 他自治体の実態調査・研究、大田区への導入可能性の検討 | | | | |

施策3

学校を支える体制づくり

施策3-1 教員の業務軽減につながる専門スタッフの配置

◆これまでの取組◆

教育委員会では、教員のサポート・負担軽減につながる専門スタッフの配置を積極的に行ってきました（次ページを参照）。

平成30年度は東京都の補助金交付対象事業「学校マネジメント強化モデル事業」を一部活用して、副校長の業務を支援する副校長アシスタントを他区に先駆けて区立全小中学校（館山さざなみ学校を除く）に合計87名配置したほか、教員に代わって部活動を担う部活動指導員をモデル校となる中学校10校に10名、31年度は19名を配置し、教員の更なる負担軽減に取り組みました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（教育総務課・学務課・指導課・教育センター）〉

令和2年度から新たに「教員支援員（スクール・サポート・スタッフ）」を区立全小中学校（館山さざなみ学校を除く）に合計87名配置するほか、部活動指導員を合計28名に増員するなど、施策2-1「教員業務の明確化と最適化に向けた検討」と合わせて、状況に応じて専門スタッフの適切な配置を引き続き進めます。同時に、これまで配置してきた各専門スタッフがより効果的に機能できるよう、各職種が担う業務を整理・明確化します。

〈学校〉

配置された各専門スタッフが教員のサポート役として活躍できるようマネジメントするとともに、効果的な事例を学校間で情報共有します。

◆スケジュール◆

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------|--------|-------|-------|-------|
| 教員支援員 の全校配置 | 導入効果検証 | | | |
| 配置している専門スタッフの検証・見直し | | | | |

【区費】大田区の学校を支える専門スタッフ

令和2年4月1日現在

| | | 職務内容 |
|-------------|------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 施策 3-1 | 副校長アシスタント | 副校長の業務を支援 |
| | 学校事務補助員 | 都費事務職員の補助 |
| | 読書学習司書 | 司書教諭の補助、支援等 |
| | 教員支援員 | 教材・資料の印刷等で教員を支援 |
| | 学校栄養士 | 都費栄養士未配置校の栄養業務 |
| | 特別支援学級介添員 | 特別支援学級における介助 |
| | 学校特別支援員 | 特別な配慮を要する児童の指導にあたる教員の支援 |
| | 学校特別補助員 | 特別な配慮を要する生徒の指導にあたる教員の補助 |
| | 理科指導専門員 | 理科教員への授業力向上の指導、こども科学教室等運営 |
| | 理科支援員 | 理科授業で観察・実験の補助 |
| | 生活指導支援員 | 問題行動の未然防止、早期解決を支援 |
| | 生活指導補助員 | 特別な配慮を要する児童・生徒の指導にあたる教員の早期支援 |
| | 部活動指導員 | 部活動指導・運営・管理(教員の代替) |
| | 部活動校外指導員 | 部活動を担当する教員の補助 |
| | 学校講師 | 小人数指導授業、正規教員の負担軽減等に伴う授業 |
| | 学習補助員 | 補習時間における学習指導 |
| | 教育相談専門員 | 管理職への助言、初任者研修対応等 |
| | 問題行動対応サポート専門員 | 関係機関と連携し、問題の早期解決サポート |
| | 特別支援教育相談員 | 特別支援分野のアドバイザー |
| | 適応指導教室指導員 | 不登校の児童・生徒に対する校外での指導及び支援 |
| | 交通安全指導員 | 交通安全教育 |
| | 養護教諭補助 | 養護教諭の補助 |
| | 健康診断における保健事務補助 | 健康診断に関する事務の補助 |
| | 児童誘導員 ◎ | 朝・夕の登下校時、指定された場所における誘導 |
| | 登校支援アドバイザー | 区全体の不登校児童への対応協議 |
| | 登校支援員 | 不登校児童のフォロー |
| | 体育指導補助員 | 低学年の体育授業の補助 |
| | 発達障害支援アドバイザー | 発達障害の児童を抱える教員への助言 |
| 水泳指導補助員 | 水泳(体育・夏休み)指導教員の補助 | |
| 臨時付添員(通常学級) | 遠足等の校外学習時の教員の補助 | |
| 移動教室補助員 | 宿泊を伴う校外授業の際、引率補助 | |
| 修学旅行付添看護師 ◎ | 修学旅行に派遣看護師(各1名)を同行させ、養護教諭の負担軽減 | |
| 修学旅行付添者 | 校外活動における教員の補助 | |
| 施策 3-2 | スクールカウンセラー(区単独配置) スクールソーシャルワーカー | 学校内でいじめ・不登校等の相談対応 家庭環境等に配慮の必要な児童・生徒及び家庭の支援 |
| 施策 3-3 | スクールロイヤー(弁護士) | 法的見地に基づく問題整理・助言 |
| 施策 2-4 | ICT支援員 ◎ | 教科用システム等運用、ICT活用の支援のため、月3回学校を訪問 |
| | 定期訪問サポート ◎ | 常設の問い合わせ窓口(ヘルプデスク)設置 |
| | | 校務支援システムの各種機能の活用をサポートするため、原則月2回学校を訪問 |
| | | 常設の問い合わせ窓口(ナビゲートセンター)設置 |
| 施策 3-4 | 学校支援コーディネーター | 学校から要望をうけ、ボランティアとの連絡調整(学校支援地域本部事業) |

(注釈) ◎は委託による配置

施策 3-2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援の充実

◆これまでの取組◆

区立小中学校には、いじめや不登校等の未然防止や解決のため、東京都が派遣したスクールカウンセラー（SC）¹³が各学校（館山さざなみ学校を除く）に1人派遣されています。教育委員会は平成14年から区費SCの派遣を開始しましたが、子どもを取り巻く環境は年々多様化・複雑化しています。いじめや不登校等の早期発見、早期対応のため、区費SCを段階的に増員し、平成31年度は区立中学校の21校に各2人、7校に1人、区立小学校の22校と館山さざなみ学校に各1人の区費SCを配置して、児童・生徒、保護者や教員の相談などに応じています。

また、経済的困窮、養育上困難な課題を有する家庭の児童・生徒など、特に学校や関係機関の連携が必要な事例について支援を行うため、教育委員会は平成26年度から福祉の専門家としてスクールソーシャルワーカー（SSW）¹⁴を教育センターに配置しており、平成31年度は6名が学校からの要請により学校訪問や家庭訪問、ケース会議などを実施しています。



◆今後の取組◆

〈教育委員会（教育センター）〉

令和2年度にSC、SSWを区費で増員し、課題の早期発見、改善、解決を図ります。今後、SC、SSWの対応実績などを検証しながら、児童・生徒に対して適切な支援ができるよう、引き続き支援体制を充実します。

◆スケジュール◆

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|
| SC、SSW 増員 | | | | |
| SC、SSWの人員体制の整備 | | | | |

¹ スクールカウンセラー（SC） いじめ、不登校などの学校不適応の未然防止や解決を図るため学校に配置され、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

² スクールソーシャルワーカー（SSW） 社会福祉などの専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

施策 3-3 スクールロイヤー（弁護士）の配置

◆これまでの取組◆

教育委員会は学校の問題解決を支援するため、平成 27 年度から顧問弁護士委託、法的な相談・助言を受ける業務委託を結んできましたが、学校からの相談件数は増加傾向にあります。

特に、いじめ・虐待・自殺などといった重大事態や不登校、保護者との適切な対応など、学校が直面する問題は、法的な視点からも十分に検討した上で対処すべき事案が顕著となっています。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（指導課）〉

重大事態の回避やリスク抑制、訴訟に発展する可能性のある事案の早期解決、学校に寄せられる要求・要望への適切な対応をめざし、令和 2 年度からスクールロイヤー（弁護士）を教育委員会に配置します。

学校に対する法的見地に基づいた問題整理・助言を行う支援体制を強化するとともに、教員へ法的な専門研修を実施するなど、リスクマネジメント対策を充実させることで、教員の心理的負担軽減、学校運営を包括的に支える仕組みを整えます。

◆スケジュール◆

| 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
| スクールロイヤーの配置 | | | | |
| | 効果検証 | | | |
| リスクマネジメント対策の推進 | | | | |

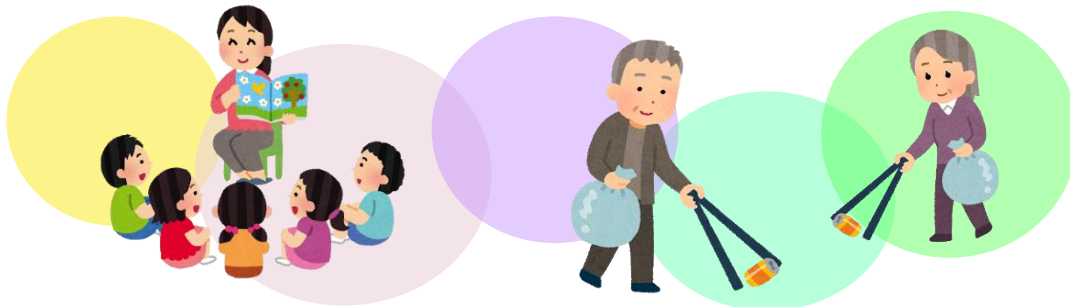


施策 3-4 学校支援地域本部事業の推進

◆これまでの取組◆

学校支援地域本部事業は、学校の教育活動を一層充実させるために、家庭や地域が学校の運営を応援する仕組みです。

区立全小中学校（館山さざなみ学校を除く）に学校支援地域本部が組織され、地域ボランティアが読み聞かせや学校行事への支援のほか、校内美化活動や地域の伝統文化の継承等、多方面で活動しています。



◆今後の取組◆

〈教育委員会（教育総務課）〉

これまでの学校支援地域本部の取組を基盤に、文部科学省の提唱する「チームとしての学校」の実現に向け、さらに、コーディネート機能を強化し、より多くの地域住民等の参画による多様な学校支援活動につながるよう支援を行います。

学校と学校支援地域本部の連携を深め、各学校の教育ニーズを捉えたより効果的な支援活動を実施するため、教育活動の理念・方針等の相互共有を行う仕組みづくりについて検討します。

◆スケジュール◆

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | |

施策 3-5 家庭・地域とともに進める取組

◆これまでの取組◆

「おおた教育ビジョン」で重点的に進める教育プランの一つに「学校・家庭・地域が一体となつてともに進める教育」を掲げています。これまで学校運営はPTAや自治会・町会をはじめとした、家庭・地域との連携に支えられてきました。学校運営をより円滑に進めるためには、家庭・地域に向けて、学校の取組や教育活動に関する情報発信が極めて重要です。

教育委員会では、学校の電話機への自動応答機能の導入や夏季休暇等取得推進日の設定等について、広報紙「おおたの教育（年4回発行）」や保護者あての文書を通じて、また学校では定期的に発行する「学校だより」や学校ホームページなどの広報ツールを活用して、家庭・地域に対して情報提供に努めてきました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（教育総務課・学務課・指導課・教育センター）〉 〈学校〉

学校における働き方改革を進めるには、引き続き、家庭・地域の理解と連携、協力が必要です。今後、本プランの推進に際し、登下校の見守りや学校環境の整備など家庭・地域とともに取り組む事業の推進や新たにに取り組む事業については、これまでと同様に、広報紙「おおたの教育」や区及び学校のホームページなどを通じて、丁寧に周知・説明します。



◆スケジュール◆

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

施策 4

教員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

施策 4-1 研修の整理・改善

◆これまでの取組◆

教育委員会が計画する研修について、実施方法や時間数を工夫し、講義や演習の質を落とすことなく研修の整理・改善に努めてきました。

平成 31 年度には校長会、副校長会、各学校の校内研修の場を活用して、ワーク・ライフ・バランス（例：「学校における業務改善」「勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定」）に関する研修を行いました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（指導課）〉

研修を行う時は教員に負担の少ない時期や場所に設定するなど、より受講しやすい環境づくりを進めます。また、今後新たに必要になる研修は既存の研修を活用し、負担増とならないように工夫します。

◆スケジュール◆

| 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 研修の整理・改善 | | | | |



施策 4-2 定時退勤日の推進、夏季休暇等取得推進日の設定

◆これまでの取組◆

◇定時退勤日

各学校で放課後に職員会議をしない曜日を設定したり、児童・生徒のいない長期休業期間中は学校管理職が積極的に退勤を促す声かけをするなど、教員が定時で退勤しやすい職場づくりを推進しました。

◇夏季休暇等取得推進日

令和元年 8 月から区立全小中学校一斉に、連続した「夏季休暇等取得推進日」を設けました。期間中は日直・研修・夏季特別指導（夏のわくわくスクール）・夏季水泳指導・部活動・学校行事などを設定しないことで、教員が振替休暇や年次有給休暇等を取得しやすい環境を作るとともに、教員不在時における学校の連絡体制を再確認しました。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（教育総務課・学務課・指導課・教育センター）〉

継続して夏季休暇等取得推進日を設けるとともに、各学校に定時退勤を促します。また取組を、区ホームページや広報紙「おおたの教育」などを通じて広く区民に周知します。

〈学校〉

教員同士で互いに声かけをするなど、定時退勤を積極的に推進するとともに、学校ホームページや「学校だより」などを通じて、家庭・地域へ周知します。



◆スケジュール◆

| 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 定時退勤日の推進、夏季休暇等取得推進日の設定 | | | | |
| | | | | |

施策 4-3 安全衛生管理体制の充実（メンタルヘルス）

◆これまでの取組◆

教育委員会では学校における安全衛生管理体制の充実の一環として、平成 29 年度から全教員を対象としてストレスチェックを実施（希望者には面接指導も実施）しています。

また、平成 30 年度からは産業医による長時間労働者面接指導を実施したほか、教員が 50 人以上の学校には学校安全衛生委員会を設置しました（平成 30 年度 4 校、平成 31 年度 9 校設置）。

◆今後の取組◆

〈教育委員会（指導課）〉

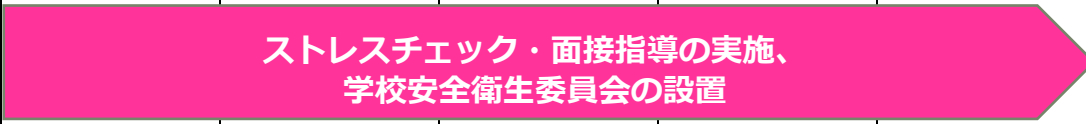
引き続きストレスチェック及び各種面接指導を実施していくとともに、教員数に応じて、学校安全衛生委員会を設置していきます。

また、学校安全衛生委員会が設置されていない学校については、安全衛生管理体制の充実に向けて検討します。

〈学校（学校安全衛生委員会設置校）〉

産業医の協力のもと、学校におけるこころの病気を未然に防ぐ取組をさらに推進します。

◆スケジュール◆

| 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | |
|  | | | | |
| | | | | |



施策4-4 国・東京都への働きかけ

◆これまでの取組◆

教員の定数・勤務条件等の主要な部分は法令によって定められており、教員の持続可能な勤務環境を整備するためには、区だけの取組、あるいは学校の努力だけでは困難であり、国・東京都による抜本的な制度改正などの実現が不可欠です。

これまで教育委員会では各種会議、あるいは国・東京都のアンケートへの回答などを通じて、学校や教員に関する制度等の改善について働きかけを行いました。

◆今後の取組◆


〈教育委員会（教育総務課・学務課・指導課・教育センター）〉

引き続き、あらゆる機会をとらえて、制度改正や業務改善の促進に係る財政支援など、学校における働き方改革を推進するために必要な施策を、区長部局と連携しながら国・東京都に働きかけます。

〈学校〉

引き続き、東京都の校長会など学校管理職が参加する各種会議を通じて学校現場の状況を伝えるとともに、改善策を講ずるよう要望します。

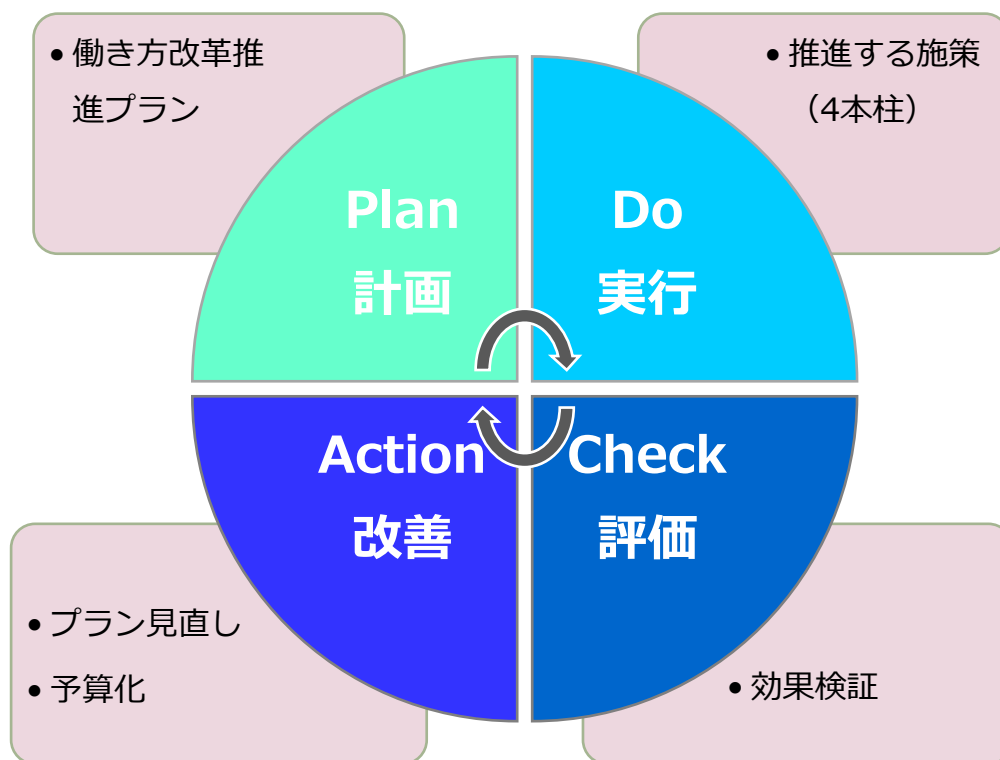
◆スケジュール◆

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|
|  | | | | |

4 検証方法

本プランについて、教育委員会が主体となり PDCA サイクルによって毎年進捗を確認します。在校時間数の把握と連動して全教員に向けたアンケートを行い、施策の効果を確認するほか、「学校における働き方改革庁内検討委員会」などの既存の会議を活用してヒアリングを実施するなど、学校の負担とならないよう配慮します。

また、教育振興基本計画である「おおた教育ビジョン」との整合性を図りながら、社会経済状況の変化を踏まえた見直しや改善を行います。



5 資料編

国関連

- ① 【平成 31 年 1 月 25 日付け 中教審】
新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】
- ② 【平成 31 年 3 月 18 日付け 文部科学大臣メッセージ】
 - ・《関係府省・関係団体の皆様へ》学校における働き方改革の推進について
～学校現場の負担軽減に御理解・御協力をお願いします～
 - ・《保護者・地域の皆さまへ》
～学校における働き方改革へのご理解・ご協力をお願いします～
 - ・教育委員会・学校の教職員の皆様へ
～学校における働き方改革の実現に向けて～
- ③ 【令和 2 年 1 月 17 日付け 文部科学省】
公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

東京都関連

- ④ 【平成 30 年 2 月 東京都教育委員会】
「学校における働き方改革推進プラン」の策定について（概要）

大田区関連

- ⑤ 【平成 30 年 5 月 大田区教育委員会】
大田区立中学校に係る運動部活動の方針
- ⑥ 【令和元年 6 月 大田区教育委員会】
大田区立中学校に係る文化部活動の方針

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（平成31年1月25日中央教育審議会）

第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の学校教育の蓄積はSociety 5.0においても有効であり、浮立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、学校における働き方改革が急務。
- ‘子供のためであればどんな長時間勤務もよしとする’という働き方の中で、教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない。学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。
- 志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

第2章 学校における働き方改革の実現に向けた方向性

- 教員勤務実態調査（平成28年度）においても、小・中学校教師の勤務時間は、10年前の調査と比較しても増加。主な要因は、①若手教師の増加、②総授業時間数の増加、③中学校における部活動指導時間の増加。
- 働き方改革の実現には、文部科学省・教育委員会・教育委員会・管理職等がそれぞれの権限と責任を果たすことが不可欠。特に、文部科学省には、学校と社の連携の起点・つなぎ役としての機能を前面に立って果たすことが求められる。

※特別支援学校・高等学校については、学校間の多様性などの特徴を踏まえた支援を行うことが重要。

※私立学校・国立学校については、固有の存在意義や位置付け、適用される法制の違いなどに配慮した支援が重要。

以下の施策の
一体的な推進が必要

第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

○ 勤務時間管理の徹底と上限ガイドライン

- ・ 勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められる責務。さらに今般の労働安全衛生法の改正によりその責務が改めて法令上明確化。
- ・ 学校現場においては、まず勤務時間管理の徹底が必要。その際、ICTやタイムカードなどにより客観的に把握すること。
- ・ 文部科学省の作成した上限ガイドライン（月45時間、年360時間等）の実効性を高めることが重要であり、文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう取り組むべき。

○ 労働安全衛生管理の必要性

- ・ 労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備が求められるほか、義務の課されていない学校においても、可能な限り法令上の義務がある学校に準じた体制の充実に努めるべき。
- ・ 特に、ストレスチェックは、全ての学校において適切に実施されるよう、教育委員会の実態を調査し、市町村ごとに実施状況を公表すべき。
- ・ 産業医の選任義務のない規模の学校に関しては、教育委員会として産業医を選任して域内の学校の教職員の健康管理を行わせる等の工夫により、教職員の健康の確保に努めるべき。

○ 教職員一人一人の働き方に関する意識改革

- ・ 管理職のマネジメント能力向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のため、研修の充実を図るべき。
- ・ 管理職登用等の際にも、教師や子供たちにとって重要なリソースである時間を最も効果的に配分し、可能な限り短い在校等時間で教育の目標を達成する成果を上げられるかどうかの能力や働き方改革への取組状況を適正に評価することが重要。
- ・ 管理職以外の教職員も含め、働き方改革の観点を踏まえて人事評価を実施すべき。
- ・ 学校評価や教育委員会の自己点検・評価も活用すべき。

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

○ これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。

○ 業務の明確化・適正化は、社会に対して学校を閑ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するもの。
学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

| 基本的には学校以外が担うべき業務 | 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務 | 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 登下校に関する対応 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。 | ⑤ 調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥ 児童生徒の休み時間における対応 (給食、地域ボランティア等) ⑦ 校内清掃 (給食、地域ボランティア等) ⑧ 部活動(部活動指導員等) ※ 部活動の企画・運営は法令上の業務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。 | ⑨ 給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩ 授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪ 学習評価や成績処理 (理論的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫ 学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬ 進路指導 (事務職員や外部人材との連携、協力等) ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等) |

○ 業務の役割分担・適正化を確実に実施するため、以下の仕組みを構築することが必要。

| 文部科学省 | 教育委員会等 | 学校 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校における働き方改革の趣旨等</u>をわかりやすくまとめた明確で力強いメッセージの発出 ・ 関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、<u>社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすことを徹底</u> ・ 業務改善状況調査を見直し、<u>在校等時間の可視化などを把握の上、市区町村別に公表</u> ・ 今後学校へ新たな業務を付加するような制度改正等の際には<u>スクラップ・アンド・ビルドの原則</u>を徹底 ・ 業務の役割分担・適正化を実施するための<u>条件整備</u>等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業務改善方針の策定及びフォローアップ、ICTの活用推進等の取組</u>を学校や地域の実情に応じて推進 ・ 学校や地域で発生した業務について、仕分けを実施し、他の主体に対応の要請、<u>教師以外の担い手の確保、スクラップ・アンド・ビルドによる負担軽減</u> ・ 学校が保護者や地域住民と教育目標を共有し、理解・協力を得ながら<u>学校運営</u>を行う<u>体制の構築</u>等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>教職員間で削減する業務を洗い出す機会</u>を設定 ・ <u>校長は校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大胆に削減</u> (例) 夏休み期間のプール指導、勝利至上主義の早朝練習の指導、内発的な研究意欲がない形式的な研究指定校としての業務、運動会等の過剰な準備 |

○ 代表的な業務については、過去の裁判例(※)等を見ても、学校や教師が法的にその全ての責任を負うものではなく、学校への過剰要求は認められないことについて、文部科学省がメッセージを発出することが必要。

※ 学校・教師が担うべき安全配慮義務の範囲は、児童生徒の発達段階に応じても異なり、個別の事案ごとに判断されるが、予見可能性がある場合に限られるとした判例や、教師に責任があるとしたうえで、両親も監督義務を怠ったとして連帯して責任を負うとした判例がある。

○ 学校が作成する計画等についても、個別の計画を詳細に作成するのではなく、複数の計画を一つにまとめて体系的に作成するなど、文部科学省は真に効果的な計画の在り方について示すべき。

○ 教育課程の編成・実施においても、総合的な学習の時間の一定割合は、学校外での学習について授業として位置づけられるようにすることや、学習評価において、指導要録の大幅な簡素化などといった、大胆な見直しを行うことが必要。

第5章 学校の組織運営体制の在り方

○ 学校が組織として効果的に運営されるために、主に以下の取組が必要。

- ・ 校長や副校長・教頭に加え、主幹教諭、指導教諭、事務職員等のミドルリーダーがリーダーシップを発揮できる組織運営。
- ・ ミドルリーダーが若手の教師を支援・指導できるような環境整備。
- ・ 事務職員やサポートスタッフ等との役割分担や、事務職員の質の向上、学校事務の適正化と事務処理の効率化。

第6章 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革

○ 給特法の今後の在り方

- ・ 給特法の誤解の下で勤務時間管理の意識が希薄化し、時間外勤務縮減の取組が進まない実態。この点については、上限ガイドラインにおいて、超勤4項目以外の業務のための時間についても勤務時間管理の対象とし、その縮減を図ることが必要。
- ・ 教師は、子供たちの発達段階に応じて、言語や指導方法を場面ごとに選択しながら教育活動に当たらなくてはならないという、専門職としての専門性とも言える教師の職務の特徴を踏まえた検討が必要。
- ・ 給特法を見直して労基法を原則とすべき、という意見に対して、教育の成果は必ずしも勤務時間の長さのみに基づくものではなく、人権法も含めた教師の給与制度も考慮した場合、必ずしも教師の処遇改善にはつながらない、との懸念。
- ・ 教師の専門性や職務の特徴を認識した上で検討した場合、超勤4項目の廃止や36協定を要することは、現状を追認する結果になり、働き方の改善につながらない、また、学校において現実的に対応可能ではない。
- ・ したがって、給特法の基本的な枠組みを前提に、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し成果を出すことが求められる。
- ・ なお、教職調整額が「4%」とされていることについては、在校等時間縮減のための施策を総合的に実施することを優先すべきであり、必要に応じて中長期的な課題として検討すべき。

○ 一年単位の変形労働時間制の導入

- ・ かつて行われていた「休日のまとめ取り」のような一定期間に集中した休日の確保は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、選択肢の一つとして検討。
 - ・ 教師の勤務態様として、授業等を行う期間と長期休業期間とで繁閑の差が実際に存在していることから、地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、適用できるよう法制度上措置すべき。
 - ・ 導入の前提として、文部科学省等は①長期休業期間中の部活動指導時間の縮減や大会の在り方の見直しの検討要請、研修の精選等に取組むべき、②学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要であり、所定の勤務時間を延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間を延長することがあってはならない、③育児や介護等の事情により配慮が必要な教師には適用しない選択も確保できるような措置すべき。
- ### ○ 中長期的な検討
- ・ 労働法制や教師の専門性の在り方、公務員法制の動向も踏まえつつ、教師に関する労働環境について給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった法制的な枠組みを含め、必要に応じて中長期的に検討。

第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

○ 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- ・ 小学校の英語専科を担当する教師の充実や、中学校の生徒指導を担当する教師の充実、通級による指導や日本語指導のための教員定数の義務標準法に基づく着実な改善をはじめとする学校指導体制の充実
- ・ 校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な、共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実
- ・ 平成31年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置並びに課題を抱える学校への重点配置、質の向上及び常動化に向けた調査研究
- ・ 部活動ガイドラインの遵守を条件とした部活動指導員の配置促進
- ・ 多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等の支援スタッフ、授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフ、理科の観察実験補助員の配置促進
- ・ スクールロイヤールの活用促進 等

○ 今後さらに検討を要する事項

- ・ 小学校の教科担任制の充実、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方の見直し
- ・ 免許更新制がより教師の資質能力向上に実質的に資するようにするなど養成・免許・採用・研修全般にわたる改善・見直し
- ・ 新時代の学びにおける先端技術の効果的な活用 ・ 教育的観点からの小規模校の在り方の検討
- ・ 人事委員会等の効果的な活用方法の検討 等

第8章 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 文部科学省は、業務改善状況調査等を通じて、学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、公表することで、各地域の取組を促すべき。
- また、教員勤務実態調査（平成28年度）と比較できる形で、3年後を目的に勤務実態の調査を行うべき。

今回の学校における働き方改革は、我々の社会が、子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を持っていくことを望むのか、その選択が問われている。

○ 勤務時間管理の適正化や業務改善・効率化への支援

- 以下のような実態が文部科学省の調査により明らか。
 - ・ 登下校の対応などについて地域人材の協力体制整備が不十分
 - ・ 都道府県単位で共通の校務支援システムの導入が必要
 - ・ 業務改善方針等の策定や学校死での調査・照会の精選などについて市区町村での取組が不十分
 - ・ 部活動数の適正化や地域クラブとの連携が一層必要
 - ・ 学校給食費や学校徴収金の公会計化が不十分
- これに関し、文部科学省は以下の取組を推進すべき。
 - ・ 業務削減時間を示した好事例展開
 - ・ 関係者の共通理解・協力を得ながら取り組むためのポイントや具体的なプロセスを示す
 - ・ 専門家や地方公共団体の担当者、文部科学省職員が教育委員会や学校を訪問しアドバイスする 等

国の動き 地方の動き 学校における働き方改革に関する総合的な方策パッケージ工程表

| | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 22・23年 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | 1月 | 4月 | 12月 | 4月 | |
| 全体 | 中教審審議 通告 通知 業務改善状況調査 | 業務改善状況調査 | 小学校新学習指導要領全面実施 業務改善状況調査 | 中学校新学習指導要領全面実施 業務改善状況調査 | 勤務実態調査 |
| 財政措置 | 英語専科を担当する教師など、学校指導体制の充実 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクールサポートスタッフなど、多様なスタッフの配置促進 | | | | |
| 上限を定める規則等 | モデル事業 事例紹介 文部科学省のガイドライン検討 決定 通知 制度的工夫の検討 | 事例紹介 自治体において規則等で上限を定めることの検討 | 事例紹介 自治体において規則等で上限を規定 | 事例紹介 修正 | |
| 業務分担・業務改善 | 管理規則標準職務モデル案提示 【具体例】 ・統合型校務支援システム活用による業務軽減 ・調査の精選 ・休み時間、校内清掃等の役割分担・適正化 | 学校管理規則の検討 役割分担の見直し | 結果を反映 学校給食費の公会計化 | 結果を反映 夏季休業中の業務中の圧縮 | |
| 変形労働時間制の導入 | 学校給食費公会計化ガイドライン策定 部活動ガイドライン ガイドラインを踏まえた部活動の見直し | 総合的な学習の時間の校外学習の明確化通知 夏季休業中の業務の検証 呼びかけによる検討 | 長期休業期間中の業務圧縮に向けた取組の実施 ・研修の見直し ・部活動の大会の見直し等 | 夏季休業中の業務中の業務中の圧縮 結果を反映 | 一年単位の変形労働時間制実施 |
| 今後の課題 | (教育課程、免許、研修等) | 制度改正 | 自治体の判断に基づき条例改正等の制度改正 | 具体的な変形労働の在り方の確定 | 中教審等で検討の上、結論の出たものから制度改正、実施 |

「関係府省・関係団体の皆様へ」
学校における働き方改革の推進について

～ 学校現場の負担軽減に御理解・御協力をお願いします ～

- 本年1月に中央教育審議会において、学校における働き方改革の推進に係る提言が取りまとめられました。これを受けて、文部科学省はこれからも、子供たちの未来のため学校が質の高い教育を提供し続けられるよう、働き方改革の取組を強力に進めてまいります。
- 今、学校現場では、教師の長時間勤務の深刻な実態があります。これまで学校は、社会の要請を受けて、子供に関わる様々な業務を担ってきましたが、過労死なども社会問題となっており、ここで教師の働き方を変えなければなりません。これは Society 5.0 といった変化の激しい時代を生き抜く力を子供たちに育むためにも重要です。教師がこれまで以上に子供たちの指導に専念できるよう環境整備していく必要があります。
- こうした中で、例えば、学校は、多様な機関から依頼を受け、子供・家庭向けの周知などを行っています。特に夏休みなど長期休業前は依頼が多く、子供たちの成績処理で忙しい時期にも関わらず、学級ごとに配布物を仕分け、学級担任が一枚ずつ配っています。各機関からのそれぞれの依頼は小さいですが、これが積み重なることで負担が大きくなっています。
- こうした各機関からの依頼について、今後は、関係機関の皆様にも御理解・御協力いただきながら、例えば、
 - ・ 学校への子供・家庭向け周知等の依頼は厳に精選いただき、学校を經由しない方法（公共施設等での配布、インターネットや広報誌への掲載など）を活用いただくこと、
 - ・ 学校に依頼せざるを得ない場合も、学校への依頼方法は教育委員会等の判断に、周知方法は各学校の判断にそれぞれ委ねていただくこと、また、配布が必要な場合は、児童生徒分の部数を確保した上で、学級担任が配りやすいよう、例えば、あらかじめ40部ずつ仕切りを入れること、
 - ・ 作文・絵画コンクール等について、学校単位での応募や学校による審査や取りまとめを要件としない、また、学校経由での子供への周知を求めないようにしていただくこと、
 - ・ アンケートへの回答など、学校の関与が不可欠でないものについては、学校が集約することを前提とせず、直接各機関に送付できるようにしていただくこと、など、御配慮いただきたいと考えています。
- これからも、子供たちの未来のため学校が質の高い教育を提供し続けられるよう、文部科学省として全力を尽くして取り組んでまいりますので、皆様も学校における働き方改革に御理解・御協力をお願いいたします。

平成31年（2019年）3月18日
文部科学大臣 柴山昌彦

〈保護者・地域の皆さまへ〉
～学校の働き方改革へのご理解・ご協力をお願いします～

いま、社会全体で働き方改革が進められていますが、学校の働き方改革は特に待ったなしの状況です。

皆さまのお住まいの地域の学校は、毎日どのような御様子でしょうか。

朝は子供たちが登校する前の7時すぎから子供たちを迎えるための準備を始め、夜は職員室の明かりが20時前までついていて、土日もグラウンドや体育館で部活動をやっている、これは全国の小・中学校の平均的な姿です。

一人一人の子供たちと丁寧に向き合いたいという思いから、毎日時間に追われて働いているため、先生は他の職業と比べてストレスが高いというデータもあります。

「そのくらいなら、自分の方が働いている!」「忙しいのは先生だけみたいなこと言わないで!」。皆さまから、そんな声が聞こえてくるかもしれません。

ですが、働き方改革が必要なのは先生を楽にするためではありません。学校が、子供たちの未来に直結する場所だからです。

御存じのとおり、これから大きく社会が変わろうとしています。今でもパソコンやスマホ、外国人との仕事や交流など、私たちが子供だったときとは、取り巻く環境が違ってきています。学校は、子供たち一人一人がそんな未来をたくましく生き抜く力を身に付ける場所ではなくてはなりません。

きちんと文章が理解できる力、答えのない問題に対し、自分で考え、仲間と協力して取り組む力、知らない人に自分の意見を正確に伝える力、そして英語やプログラミングなど、しっかり子供たちに身に付けさせなくてはなりません。

学校の働き方改革は、これまでの先生の働き方を見直し、毎日元気に子供たちの前に立って未来につながる力を育む教育を行うために必要なものなのです。先生には、授業やその準備をはじめとした先生にしかできない教育活動に全力投球していただきましょう。

お住まいの地域の学校でも、これから『朝の登校時間を改める』『夜は学校も留守番電話を設置する』『部活動の時間を見直す』『子供の補導時は基本的に保護者に対応いただく』といった取組が始まります。

こうした中、地域全体で子供たちによりよい教育環境を実現するため、学校・家庭・地域が教育目標を共有し、それぞれ何ができるか考え、連携・分担することが重要です。例えば、保護者や地域の方々などがサポート・スタッフや部活動指導員、ボランティアとして学校に参加する、土日の地域行事や登下校時の見守り、夜間の見回り等は地域が主体的に担うといった取組をこれまで以上に進めていただくことも考えられます。特に、PTAに期待される役割は大きく、学校や地域との役割分担を話し合い、共通理解を得ながら、活動を充実することが大切です。

未来を担うのは子供たちです。子供たちのために我々みんなで取り組んでまいりましょう。子供たちの教育をますます良くする、そのための学校の働き方改革にご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

平成31年(2019年)3月18日
文部科学大臣 柴山昌彦

教育委員会・学校の教職員の皆様へ ～学校における働き方改革の実現に向けて～

本年1月に中央教育審議会から、学校における働き方改革に関する答申を頂きました。

今の教師の働き方の深刻な状況について、その厳しさを一番実感しておられるのは皆様だと思います。“子供のため”を合い言葉に、志ある教師の皆様が、その使命感から様々な社会の要請に献身的に応え、これまでの学校教育を支えてきましたが、長時間勤務の中で疲弊し、時に過労死に至る痛ましい事態が生じている今、一刻も早く働き方を変えなくてはなりません。

何より働き方改革は教育の質を向上させるために必要です。Society 5.0 といったこれまでにない激動の時代を生き抜く力を、子供たちに身に付けさせるため、教師自らが生活の質を豊かにして人間性や創造性を高め、効果的な教育活動を行うことが今回の働き方改革の目的です。これからも優秀な若者に教師を志してもらうためにも重要です。

文部科学省は、本答申を踏まえ、教職員定数の改善等の一層の条件整備をはじめとして、提言された施策に全力で取り組んでまいります。

その上で、働き方改革の推進には、教育委員会・学校の皆様との連携のもと、これまで以上に真剣に取り組むことが不可欠であるため、今回メッセージを出すことにしました。

<教育委員会の皆様>

教育委員会は、教育活動の充実のため、学校が最大限力を発揮できるように支える組織です。このため、各担当部署がそれぞれ学校に対して指示しているようなものがあれば、全体として学校業務を俯瞰して、スクラップ・アンド・ビルドを行っていくことが不可欠です。

また、学校が子供と向き合う業務に集中するためには、家庭・地域の理解・協力を得ながら、業務の役割分担・適正化を図ることが必要です。他方、学校から地域や家庭に対し、「これは学校の仕事ではない」とは言いづらいものです。教育委員会が学校と関係機関、家庭や地域との連携の起点・つなぎ役として前面に立って、学校運営協議会制度や地域学校協働本部等の体制整備も含め、負担軽減につながる取組をお願いします。

さらに、首長部局にも働きかけ、ICT 環境や人材確保等、必要な予算の確保に御尽力をお願いします。

<学校の教職員の皆様>

いつも子供たちのために御尽力いただいていることに感謝します。このたび、これまで学校や教師が担ってきた代表的な14の業務を始め、学校や教師が担うべき業務の考え方を示しました。教育委員会の支援を受けて、これを機に、学校業務の見直しをお願いします。

勤務時間を意識した働き方も重要です。限られた時間の中で子供たちへの効果的な指導を行うため、メリハリをつけた時間の使い方が大切です。是非、実践的な取組をお願いします。

校長等の管理職の皆様、組織マネジメントは管理職の重要な仕事です。これまで慣例的にやっていた業務も今一度見直しをお願いします。優先順位をつけて、必要性の低い業務は思い切ってやめること、家庭・地域との適切な役割分担を進めるために学校運営協議会の場等で話し合い、理解・協力を得ることも大事です。

私たち、教育に携わる者の目的は一つ、すべては子供たちのためです。

今、子供たちに真に必要な教育環境を確保するため、その在り方を見直す必要があります。

未来を担うのは子供たちです。こうした子供たちのため、我々みんなで取り組みましょう。子供たちへのより良い教育のための学校の働き方改革に御理解をいただき、是非御協力をお願いいたします。

平成31年(2019年)3月18日
文部科学大臣 柴山昌彦

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の サービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を 図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるもの。

○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

＜基本とする時間＞

- 在校している時間

＜加える時間＞

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

＜除く時間＞

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

○上限時間

①1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

②1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内
(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで)

○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。
計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
 - － 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
 - － 終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。 上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

○留意事項

(1) 上限時間について

- ・ 本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・ 本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではない。

(2) 虚偽の記録等について

- ・ 在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

- ・ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。 上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。 仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

(4) 都道府県等が講ずべき措置について

- ・ 都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 文部科学省の取組について

- ・ 文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。 また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各サービス監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

○附則

- ・ この指針は、令和2年4月1日から適用する。

「学校における働き方改革推進プラン」の策定について（概要）

I プランの基本的考え方

1 学校における働き方改革の目的

- 教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

2 本プランの位置付け

- 都立学校に対する都教育委員会としての実施計画
- 区市町村教育委員会における実施計画の策定を支援
- 今後、都教育委員会は本プランにより、都立学校における働き方改革を着実に推進するとともに、区市町村教育委員会における実施計画の策定やその取組に対する支援等を、必要に応じて実施
- 目標の達成状況を検証し、必要な施策の見直しを行うなど、継続的に学校の働き方改革を推進

3 学校における働き方改革の目標

当面の目標

過当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。

※ 上記でいう在校時間60時間とは、月当たりの時間外労働がおおむね80時間となる状態を過当たりと換算したもの。

- 都内公立学校における当面の共通目標とし、今後この目標の達成に向けた総合的な対策を実施
- 本取組を通じ、過当たりの在校時間が60時間を超えている教員のみならず、全ての都内公立学校教員における長時間労働を改善

4 取組の方向性

- 以下の5点を柱とし、総合的な対策を実施
 - (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
教員の在校時間を適切に把握する必要があることから、ICTの活用やタイムレコーダ等により、在校時間を客観的に把握・集計するシステムを構築
 - (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進
教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについて、役割分担の見直しやICT化の推進などに取り組み、学校や教員の負担を軽減
 - (3) 学校を支える人員体制の確保
「チーム学校」としての体制を整備するため、学校事務職員の職務内容の明確化やスクールカウンセラー等の専門スタッフの充実を図るとともに、地域との協働活動等を通じた教育支援活動を充実
 - (4) 部活動の負担を軽減
部活動に係るガイドラインを作成し、活動時間の見直しや休養日の設定の在り方を示すとともに、「部活動指導員」や外部指導員の活用を促進
 - (5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備^{av}
教員自身が個人や家族で過ごす時間及び自己研鑽の機会を確保できるよう、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組を推進

5 保護者・地域社会の理解促進及び国への働き掛け

- 働き方改革の意義や取組について、保護者や地域社会の理解を促進するための啓発活動を実施
- 教職員定数の改善・充実や業務改善の促進等に係る財政的支援、弾力的な勤務時間の仕組みなど制度面に関する見直しについて国に要望・提言

Ⅱ 都立学校における働き方改革に向けた取組

都立学校における取組

- 当面の目標の達成に向けて、教員一人一人が時間を意識した働き方を日々実践できるよう、以下のとおり取組方針を示し、都立学校における働き方改革を促進

取組方針

- ① 平日は、1日当たりの在校時間を11時間以内とすること。
- ② 週休日である土曜日、日曜日については、連続して業務に従事することがないよう、どちらか一方は必ず休養できるようにすること。

〔1〕 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

〔プラン7ページ〕

- 管理職が教員の在校時間を適切に把握することを通じ、メンタルケアの更なる充実や長時間労働の改善を含めたライフ・ワーク・バランスを実現
- 教員の在校時間に対する自己管理意識の醸成
- 教員一人一人に時間を意識した働き方の実践を促すため、タイムマネジメントやライフ・ワーク・バランスに関する研修を実施
- 定時退庁日や長期休業中等における連続した学校閉庁日を設定するなど、勤務環境の改善に向け、各学校の実情に応じた自律的な取組を促進

〔2〕 教員業務の見直しと業務改善の推進

〔プラン8ページ〕

- 教員の授業準備や成績処理等の校務の軽減や授業の質の向上に資する実証研究を進め、その具体化を検討（都立学校スマートスクール構想）。
- 教育庁各部において調査や依頼等の縮減に向けた具体的な数値目標を設定し、目的や頻度、時期等を改めて精査するなど、調査等を縮減
- 「マイ・キャリア・ノート※」の機能を拡充し、研修動画を配信することにより通所に伴う負担を軽減

※ 「マイ・キャリア・ノート」
都内公立学校全教員を対象とした研修履歴自己管理システムのこと。

〔3〕 学校を支える人員体制の確保

〔プラン9ページ〕

- 再任用・非常勤教員を満了となった者等のうち今後働く意欲がある者を「学校経営支援員」として任用・配置し、学校経営補佐等の業務を担わせることにより、副校長の負担を軽減
- 副校長の業務内容を分析・精選するとともに、ICT機器の更なる活用など、副校長業務及び支援の在り方を検討
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等のニーズが増え続けていることなどを踏まえ、今後こうした専門スタッフの配置を促進

〔4〕 部活動の負担を軽減

〔プラン10ページ〕

- 活動時間や休養日についての基準の設定、適切な部活動運営の在り方等について、文化部活動も含めたガイドラインを都教育委員会において作成・周知
- 法令上、顧問教員に代わって専門的な技術指導や休日の大会引率等を行うことができる「部活動指導員」が学校職員として新たに位置付けられたことから、当該指導員を全都立高校に配置し、顧問教員の負担を軽減
- 都教育委員会及び各学校は、高等学校体育連盟と連携し、「部活動指導員」に対する研修等を定期的・計画的に実施し、資質を向上

〔5〕 ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

〔プラン11ページ〕

- 都立学校の学校経営計画においてライフ・ワーク・バランス推進策を明記
- 人事考課制度における自己申告等を通じ、長時間労働の改善に向けた教員の意識改革や職場風土の醸成を推進
- 育児休業の取得促進及びライフ・ワーク・バランス推進の観点から、育児休業を取得している教員について、昇任選考の受験が可能となるよう制度を改正
- 子供の急な病氣に対応する病児保育に特化したベビーシッターや家事代行付きのベビーシッターの利用に関する利用料金を助成

Ⅲ 小・中学校における働き方改革に向けた取組

実施計画の策定

- 都の定める当面の目標を踏まえ、各市区町村教育委員会が地域の実情や所管する各学校の実態を勘案しながら、取組方針や具体的な取組内容、取組に関する検証等を盛り込んだ実施計画を平成30年度中に策定するよう、都教育委員会として働き掛け
- また、各市区町村教育委員会に対して目標の達成状況等について報告を求めるとともに、取組の実効性を担保するとともに、計画策定状況等についても公表

区市町村教育委員会に対する支援等

- 小・中学校における働き方改革を一層促進するため、取組の方向性（5点の柱）等を踏まえ、区市町村に対する支援・補助等を実施

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

【プラン13ページ】

- 在校時間の把握をICカード等のシステムにより行う区市町村教育委員会に対して支援を実施
- 業務改善や労働問題等に詳しい外部の専門家の知見を活用して教員の意識改革やタイムマネジメント手法の取得・定着を目指す区市町村教育委員会に対して支援を実施

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

【プラン14ページ】

- ICT機器を活用した業務の効率化を目指す区市町村教育委員会に対して、「統合型校務支援システム」等の導入を支援
- 都立学校同様、小・中学校に関わる調査・依頼等についても、目的や頻度、時期等について精査するなど調査等の縮減を促進

(3) 学校を支える人人体制の確保

【プラン15ページ】

- 小学校の大規模校において英語専科教員を段階的に配置するとともに、その他の学校においては時間講師を配置することにより、外国語活動及び英語に係る指導体制を整備
- 副校長を補佐する非常勤職員の任用などによる「学校マネジメント強化モデル事業」の規模を拡大し、副校長の負担軽減を推進
- 教員に代わって学習プリントの印刷等の補助的業務を行う「スクール・サポート・スタッフ」の配置を促進することにより、教員が児童・生徒への指導や授業準備等に一層注力できる環境を整備
- 都費事務職員の標準的職務内容について改めて周知するとともに、事務職員を対象とする研修においても、校務運営参画意識を醸成する内容を盛り込むなど、都費事務職員の資質向上とその能力活用を促進
- 地域学校協働活動やコミュニティ・スクールなど、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを支援し、学校教育活動の充実を促進

(4) 部活動の負担を軽減

【プラン16ページ】

- 活動時間や休養日についての基準の設定、適切な部活動運営の在り方等について、文化部活動も含めたガイドラインを都教育委員会において作成・周知
- 法令上規定された「部活動指導員」を配置する区市町村教育委員会に対し、その参画が教員の働き方改革につながる取組であることを条件に支援を実施
- 中学校体育連盟と連携し、「部活動指導員」に対する研修等を定期的、計画的に実施し、資質の向上
- 部活動の支援人材の掘り起しなど、地域学校協働本部による部活動支援を進めるため、地域コーディネーターの支援を実施

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

【プラン16ページ】

都立学校と同様の取組を実施

大田区教育委員会 大田区立中学校に係る運動部活動の方針

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、大田区立中学校の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

- 大田区教育委員会は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改善に取り組む。東京都教育委員会においては、区市町村教育委員会が行う改善に必要な支援等に取り組む。
- 東京都教育委員会は、東京都教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」に基づく区市町村教育委員会及び学校の運動部活動の改善状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 大田区教育委員会は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、東京都教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「大田区立中学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
- イ 校長は、大田区教育委員会の「大田区立中学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- エ 大田区教育委員会は、上記イに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このこ

とについて、東京都教育委員会は、必要に応じて区市町村教育委員会の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- イ 大田区教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。
なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 大田区教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- カ 大田区教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。区市町村教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

ア 運動部顧問は、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体が作成した指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 大田区教育委員会は、運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【活動時間】

- 1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 大田区教育委員会は、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、大田区教育委員会が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けること

や、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 大田区教育委員会及び関係機関等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 大田区教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 大田区教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 東京都中学校体育連盟及び大田区教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

イ 校長は、東京都中学校体育連盟及び大田区教育委員会が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

大田区教育委員会 大田区立中学校に係る文化部活動の方針

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、大田区立中学校の文化部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、従来の学校教育の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。
- ・ 学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

- 学校は、原則として、本方針にのっとり、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改善に取り組む。
- 大田区教育委員会は、学校の文化部活動の改善状況について、東京都教育委員会が行う定期的なフォローアップを受けることとする。フォローアップについてはスポーツ庁が実施する運動部活動と合わせて行うなど、負担軽減を図るものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本方針にのっとり、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。

文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）及び毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

- イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

- ウ 大田区教育委員会は、上記アに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 大田区教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画、活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 大田区教育委員会は、文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 大田区教育委員会及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月26日文科科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）を踏まえ、法令にのっとり、業務改善、勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がやる気を無くすことなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引等の活用

文化部活動の指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引等を活用して、2(1)に基づく合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 大田区教育委員会は、文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【活動時間】

- 1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針にのっとり、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、生徒の自主的、自発的な参加に基づくものである文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに応えられるよう、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置するよう努める。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等に親しむ動機付けになるものが考えられる。

イ 大田区教育委員会及び関係機関等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 大田区教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 大田区教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

大田区立学校における働き方改革推進プラン

令和2年3月

発行 大田区教育委員会

〒144-8623 大田区蒲田 5-37-1 ニッセイアロマスクエア 5階
電話 03-5744-1424・1696 FAX 03-5744-1665